

(登録免許税法の一部改正)

第四条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

(非課税登記等)

第五条 次に掲げる登記等(第四号又は第五号に掲げる登記又は登録にあつては、当該登記等がこれらの号に掲げる登記又は登録に該当するものであることを証する財務省令で定める書類を添付して受けるものに限る。)については、登録免許税を課さない。

一、十二省 略

十三 相続又は法人の合併若しくは分割に伴い相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人若しくは分割により設立する法人若しくは営業を承継する法人が、被相続人又は合併により消滅した法人若しくは分割をした法人の受けた別表第一第二十四号から第五十四号までに掲げる登録、特許、免許、許可、認可、認定又は指定を引き続いて受ける場合における当該登録、特許、免許、許可、認可、認定又は指定

(事業協同組合等が組織変更により受ける設立登記の税額)

第十七条の二 事業協同組合、企業組合その他の政令で定める者が、その組織を変更し、株式会社又は有限会社となる場合における組織変更による株式会社又は有限会社の設立の登記に係る登録免許税の額は、税率を千分の七として計算した金額(当該金額が十五万円(有限会社を設立する場合には、六万円。以下この条において同じ。)に満たないときは、十五万円)とする。

(嘱託登記等の場合の納付)

第二十三条 官庁又は公署が別表第一一号から第二十二号までに掲げる登記等を受ける者のために当該登記等を登記官署等に嘱託する場合には、当該登記等を受ける者は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を当該官庁又は公署に提出しなければならぬ。この場合において、当該官庁又は公署は、当該領収証書を当該登記等の嘱託書にはり付けて登記官署等に提出するものとする。

2 省 略

附 則

(非課税登記等)

第五条 同 上

一、十二 同 上

十三 相続又は法人の合併若しくは分割に伴い相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人若しくは分割により設立する法人若しくは営業を承継する法人が、被相続人又は合併により消滅した法人若しくは分割をした法人の受けた別表第一第二十四号から第五十号までに掲げる登録、特許、免許、許可、認可、認定又は指定を引き続いて受ける場合における当該登録、特許、免許、許可、認可、認定又は指定

(事業協同組合等が組織変更により受ける設立登記の税額)

第十七条の二 事業協同組合、企業組合若しくは協同組合又は農事組合法人が、その組織を変更し、株式会社又は有限会社となる場合における組織変更による株式会社又は有限会社の設立の登記に係る登録免許税の額は、税率を千分の七として計算した金額(当該金額が十五万円(有限会社を設立する場合には、六万円。以下この条において同じ。)に満たないときは、十五万円)とする。

(嘱託登記等の場合の納付)

第二十三条 官庁又は公署が別表第一一号から第二十二号の二までに掲げる登記等を受ける者のために当該登記等を登記官署等に嘱託する場合には、当該登記等を受ける者は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を当該官庁又は公署に提出しなければならぬ。この場合において、当該官庁又は公署は、当該領収証書を当該登記等の嘱託書にはり付けて登記官署等に提出するものとする。

2 同 上

附 則

(証券取引法等の改正に伴う免許等に係る課税の特例)

第八条 省 略
2 省 略

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表(第二条、第五条、第九条、第十条)

(証券取引法等の改正に伴う免許等に係る課税の特例)

第八条 同 上
2 同 上

- 3| 通関業法(昭和四十二年法律第二百二十二号)附則第三項(税関貨物取扱人の経過措置)の規定により同法第三条第一項(通関業の許可)の規定による税関長の許可を受けた者とみなされた者で同法附則第三項の期間内に同条第一項の許可の申請の申請をした者が、当該申請に係る新法別表第一の第二十七号に掲げる通関業の許可を受ける場合における当該許可に係る登録免許税の課税標準及び税率は、新法第九条の規定にかかわらず、当該許可件数一件につき一万円とする。
- 4| 商品取引所法の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第九十七号)附則第二項(商品仲買人の経過措置)に規定する商品仲買人で同項に規定する期間内に商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第四十一条第一項(売買取引の受託の許可)の許可の申請をした者が、当該申請に係る新法別表第一の第三十一号に掲げる商品市場における売買取引の受託の許可を受ける場合における当該許可に係る登録免許税の課税標準及び税率は、新法第九条の規定にかかわらず、当該許可件数一件につき一万円とする。
- 5| 建設業法の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第三十一号)附則第四項の規定により引き続き建設業を営むことができる者で建設大臣の登録を受けているものが、同項前段に規定する期間内に同法による改正後の建設業法第五条(同法第十七条において準用する場合を含む。)の規定による許可の申請をし、当該申請に係る同法第三条第一項の建設大臣の許可を受ける場合における当該許可に係る登録免許税の課税標準及び税率は、建設業法の一部を改正する法律による改正後の登録免許税法第九条の規定にかかわらず、当該許可件数一件につき一万円とする。
- 6| 揮発油販売業法(昭和五十一年法律第八十八号)附則第二条第一項(経過措置)に規定する者で同項に規定する期間内に同法第三条(登録)の登録の申請をしたものが、当該申請に係る登録免許税法の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第十一号)による改正後の登録免許税法(以下この項において「改正後の登録免許税法」という。)(別表第一第三十三号の二に掲げる揮発油販売業者の登録を受ける場合における当該登録に係る登録免許税の課税標準及び税率は、改正後の登録免許税法第九条の規定にかかわらず、当該登録件数一件につき一万円とする。

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表(第二条、第五条、第九条、第十条)

第十三条、第十五条―第十九条、第二十三条、第二十四条関係)

登記、登録、特許、免許、許可、認可、 認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率	
	一〇八 省略		
八の二 動産の譲渡又は債権の譲渡若しくは質権の設定の登記	(一) 動産の譲渡の登記	申請件数	一件につき一 万五千円
	(二) 債権の譲渡又は質権の設定の登記	申請件数	一件につき一 万五千円
	(三) (一)又は(二)に掲げる登記の存続期間 を延長する登記	申請件数	一件につき七 千五百円
	(四) 登記の抹消	申請件数	一件につき千 円
九〇十九の三 省略			
十九の四 投資事業有限責任組合契約の登記			
(一) 投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第三 条第一項(投資事業有限責任組合 契約)に規定する投資事業有限責任 組合契約(以下この号において「組 合契約」という。)につきその組合 の主たる事務所の所在地においてす る登記(三)に掲げる登記を除く。)	申請件数	一件につき三 万円	
	イ 組合契約の効力の発生の登記		

第十三条、第十五条―第十九条、第二十三条、第二十四条関係)

登記、登録、特許、免許、許可、認可、 認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
	一〇八 同上	

九〇十九の三 同上

二十〇二十二 省略	ロ イ、ハ及びニに掲げる登記以外の登記	申請件数	一件につき一万五千元
	ハ 登記の更正の登記	申請件数	一件につき一万円
	ニ 登記の抹消	申請件数	一件につき一万円
	ロ 組合契約につきその組合の従たる事務所の所在地においてする登記(三)に掲げる登記を除く。(一)イ及びロに掲げる登記	申請件数	一件につき六千円
モ 登記の更正の登記又は登記の抹消	申請件数	一件につき六千円	
三 組合契約につきその組合の主たる事務所又は従たる事務所の所在地においてする清算に係る登記	申請件数	一件につき六千円	
イ 清算人の登記	申請件数	一件につき六千円	
ロ イ、ハ及びニに掲げる登記以外の登記	申請件数	一件につき二千元	
ハ 清算終了の登記	申請件数	一件につき二千元	
ニ 登記の抹消	申請件数	一件につき六千円	

二十〇二十二 同上	二十二の二 投資事業有限責任組合契約の登記	(一) 投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第三条第一項(投資事業有限責任組合契約)に規定する投資事業有限責任
-----------	-----------------------	---

<p>組合契約（以下この号において「組合契約」という。）につきその組合の主たる事務所の所在地においてする登記（三）に掲げる登記を除く。）</p> <p>イ 組合契約の効力の発生を登記</p>	<p>申請件数</p>	<p>一件につき一万八千円</p>
<p>ロ イ、ハ及びニに掲げる登記以外の登記</p>	<p>申請件数</p>	<p>一件につき九千円</p>
<p>ハ 登記の更正の登記</p>	<p>申請件数</p>	<p>一件につき六千円</p>
<p>ニ 登記の抹消</p>	<p>申請件数</p>	<p>一件につき六千円</p>
<p>（二） 組合契約につきその組合の従たる事務所の所在地においてする登記（三）に掲げる登記を除く。）</p> <p>イ（一）イからハまでに掲げる登記</p>	<p>申請件数</p>	<p>一件につき二千円</p>
<p>ロ 登記の抹消</p>	<p>申請件数</p>	<p>一件につき二千円</p>
<p>（三） 組合契約につきその組合の主たる事務所又は従たる事務所の所在地においてする清算に係る登記</p> <p>イ 投資事業有限責任組合契約に関する法律第二十三条第一項及び第二項（清算人の登記）の規定による清算人の登記</p>	<p>申請件数</p>	<p>一件につき一千円</p>
<p>ロ イ及びハに掲げる登記以外の登記</p>	<p>申請件数</p>	<p>一件につき千円</p>
<p>ハ 登記の抹消</p>	<p>申請件数</p>	<p>一件につき千円</p>

二十九の二 省略	<p>二十八 酒類の製造又は販売に係る免許 (注) 酒税法(昭和二十八年法律第六号) 第十一条第二項(免許の条件の緩和又は解除)の規定による酒類の販売業の免許に付された(イ)に規定する条件の全部又は一部の解除は、新たな当該免許とみなす。</p>	<p>(一) 省略 (二) 酒税法第九条第一項(酒類の販売業免許)の酒類の販売業又は販売の代理業若しくは媒介業の免許(同条第二項の規定により期限を付して行う免許を除く。)</p>	<p>イ 酒類の販売業の免許で当該免許に係る酒類の全種類の販売方法につき小売に限る旨の条件の付されたもの ロ 酒類の販売業又は販売の代理業若しくは媒介業の免許(イ又はハに該当する販売業の免許を除く。)</p>	ハ 省略	省略	省略	省略
					省略	省略	省略
					省略	省略	省略
二十九の二 省略	<p>二十九 製造たばこの販売に係る登録又は許可</p>	<p>(一)・(二) 省略 (三) たばこ事業法第二十二条第一項(製造たばこの小売販売業の許可)の規定による製造たばこの小売販売業の許可(同法第二十四条第一項の規定による期限が付された許可を除く。)</p>	<p>イ 酒類の販売業の免許で当該免許に係る酒類の全種類の販売方法につき小売に限る旨の条件の付されたもの ロ 酒類の販売業又は販売の代理業若しくは媒介業の免許(イ又はハに該当する販売業の免許を除く。)</p>	ハ 省略	省略	省略	省略
					省略	省略	省略
					省略	省略	省略

二十九の二 同上	<p>二十八 同上 (注) 同上</p>	<p>(一) 同上 (二) 同上</p>	<p>イ 同上 ロ 同上 ハ 同上</p>	<p>同上</p>	同上	同上	同上
					同上	同上	同上
					同上	同上	同上
二十九の二 同上	<p>二十九 同上</p>	<p>(一)・(二) 同上 (三) 同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	同上	同上	同上
					同上	同上	同上
					同上	同上	同上

二十九の三 放射性同位元素装備機器等に係る登録認証機関、登録検査機関若しくは登録定期確認機関の登録、放射性同位元素等に係る登録運搬方法確認機関、登録運搬物確認機関若しくは登録埋設確認機関の登録又は放射線取扱主任者に係る登録試験機関、登録資格講習機関若しくは登録定期講習機関の登録

<p>(一) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十三年法律第六十七号)第十二条の二第一項(登録認証機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)</p>	登録件数	一件につき九万円
<p>(二) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第十二条の八第一項(登録検査機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)</p>	登録件数	一件につき九万円
<p>(三) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第十二条の十(登録定期確認機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)</p>	登録件数	一件につき九万円
<p>(四) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第十八条第二項(登録運搬方法確認機関の登録)の登録運搬方法確認機関に係る登録(更新の登録を除く。)</p>	登録件数	一件につき九万円
<p>(五) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第十八条第二項の登録運搬物確認機関に係る登録(更新の登録を除く。)</p>	登録件数	一件につき九万円
<p>(六) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第十九条の二第二項(登録埋設確認機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)</p>	登録件数	一件につき九万円

<p>(七) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第三十五条第二項（登録試験機関の登録）の登録試験機関に係る登録（更新の登録を除く。）</p> <p>(八) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第三十五条第二項の登録資格講習機関に係る登録（更新の登録を除く。）</p> <p>(九) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第三十六条の二第一項（登録定期講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p>	<p>登録件数</p>	<p>一件につき九万円</p>
<p>二十九の四 省略</p> <p>二十九の五 登録水質検査機関又は登録簡易専用水道検査機関の登録</p> <p>(一) 水道法（昭和三十一年法律第一百七十七号）第二十条第三項（登録水質検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p> <p>(二) 水道法第三十四条の二第二項（登録簡易専用水道検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p>	<p>登録件数</p>	<p>一件につき九万円</p>
<p>二十九の六 食品等の製品検査に係る登録検査機関の登録又は食品衛生管理者に係る養成施設若しくは講習会の登録</p> <p>(一) 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四条第九項（登録検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p>	<p>登録件数</p>	<p>一件につき十五万円</p>

二十九の三 同上

<p>(二) 食品衛生法第四十八條第六項第三号(養成施設の登録)の登録</p> <p>(三) 食品衛生法第四十八條第六項第四号の登録</p>	<p>登録件数</p>	<p>一件につき十 五万円 一件につき九 万円</p>
<p>二十九の七 食鳥処理衛生管理者に係る養成施設又は講習会の登録</p> <p>(一) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)第十二條第五項第三号(養成施設の登録)の登録</p> <p>(二) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十二條第五項第四号の登録</p>	<p>登録件数</p>	<p>一件につき十 五万円 一件につき九 万円</p>
<p>二十九の八 販売に供する食品の特別用途表示に係る登録試験機関の登録</p> <p>健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)第二十六條第三項(登録試験機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)</p>	<p>登録件数</p>	<p>一件につき十 五万円</p>
<p>二十九の九 精神保健指定医に係る登録研修機関の登録</p> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第十八條第一項第四号(登録研修機関の登録)又は第十九條第一項(登録研修機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)</p>	<p>登録件数</p>	<p>一件につき九 万円</p>
<p>二十九の十 指定管理医療機器等に係る登録認証機関の登録</p> <p>薬事法(昭和三十五年法律第百四十五</p>	<p>登録件数</p>	<p>一件につき九</p>

<p>号)第二十三条の二第一項(登録認証機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)</p>		万円
<p>二十九の十一 建築物環境衛生管理技術者免状に係る登録講習機関の登録</p> <p>建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)第七條第一項第一号(登録講習機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)</p>	登録件数	一件につき九万円
<p>二十九の十二 高圧室内作業等に係る登録教習機関の登録又は機械等に係る登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関若しくは登録型式検定機関の登録</p>		
<p>(一) 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第十四条(登録教習機関の登録)、第六十一条第一項(登録教習機関の登録)又は第七十五条第三項(登録教習機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)</p>	登録件数	一件につき九万円
<p>(二) 労働安全衛生法第三十八条第一項(登録製造時等検査機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)</p>	登録件数	一件につき九万円
<p>(三) 労働安全衛生法第四十一条第二項(登録性能検査機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)</p>	登録件数	一件につき九万円
<p>(四) 労働安全衛生法第四十四条第一項(登録個別検定機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)</p>	登録件数	一件につき九万円
<p>(五) 労働安全衛生法第四十四条の二第二項(登録型式検定機関の登録)の</p>	登録件数	一件につき九万円

<p>登録（更新の登録を除く。）</p>		
<p>二十九の十三 作業環境測定士に係る登録講習機関の登録又は作業環境測定機関の登録</p>	<p>登録件数</p>	<p>一件につき九万円</p>
<p>(一) 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第五条（登録講習機関の登録）又は第四十四条第一項（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。） (二) 作業環境測定法第三十三条第一項（作業環境測定機関）の作業環境測定機関の登録</p>	<p>登録件数</p>	<p>一件につき九万円</p>
<p>三十 省略</p>		
<p>三十の二 農産物検査に係る登録検査機関の登録</p>	<p>登録件数</p>	<p>一件につき十 五万円</p>
<p>(一) 農産物検査法（昭和二十六年法律第四百四十四号）第二条第五項（登録検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。） (二) 農産物検査法第十九条第一項（変更登録）の変更登録（同法第十七条第四項第四号（登録事項）の登録の区分の増加に係るものに限る。） (三) 農産物検査法第十九条第一項（変更登録）（同法第十七条第四項第三号の農産物の種類又は同項第五号の区域の増加に係るものに限る。）</p>	<p>登録件数</p>	<p>一件につき三 万円</p>
<p>三十の三 規格設定飼料の規格適合表示に係る登録検定機関の登録</p>		

三十 同上

<p>飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十七条第一項（登録検定機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p>	<p>登録件数</p>	<p>一件につき九万円</p>	
<p>三十一 株式会社商品取引所の許可、組織変更の認可又は第一種特定商品市場類似施設若しくは第二種特定商品市場類似施設の開設の許可</p>	<p>(一) 商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第七十八条（株式会社商品取引所の許可）の株式会社商品取引所の許可 (二) 商品取引所法第三百三十二条第一項（組織変更の認可）の組織変更の認可 (三) 商品取引所法第三百三十二条第一項（第一種特定商品市場類似施設の開設の許可）の第一種特定商品市場類似施設の開設の許可 (四) 商品取引所法第三百四十二条第一項（第二種特定商品市場類似施設の開設の許可）の第二種特定商品市場類似施設の開設の許可</p>	<p>許可件数 許可件数 許可件数 許可件数</p>	<p>一件につき十五万円 一件につき十五万円 一件につき十五万円 一件につき十五万円</p>
<p>三十一の二 商品取引受託業務若しくは商品取引債務引受業の許可又は委託者保護基金の登録</p>	<p>(一) 商品取引所法第九十条第一項（商品取引受託業務の許可）の商品取引受託業務の許可（許可の更新を除く。） (二) 商品取引所法第六十七条（許可</p>	<p>許可件数 許可件数</p>	<p>一件につき十五万円 一件につき十</p>

<p>三十一 商品市場における取引の受託等の許可</p> <p>商品取引所法第二百六条第一項（取引の受託等の許可）の商品市場における取引の受託又はその委託の取次ぎの引受けの許可（許可の更新を除く。）</p>	<p>許可件数</p>	<p>一件につき十五万円</p>
---	-------------	------------------

<p>(一) の商品取引債務引受業の許可 (三) 商品取引所法第二百九十三条(委託者保護業務の登録)の委託者保護基金の登録</p>	登録件数	<p>五万円 一件につき十 五万円</p>
三十二、三十三 省略		
<p>三十三の二 揮発油販売業者の登録又は揮発油等に係る分析機関の登録</p> <p>(一) 揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第八十八号)第三条(登録)の揮発油販売業者の登録</p> <p>(二) 揮発油等の品質の確保等に関する法律第十六条の二第一項(揮発油販売業者に係る分析機関の登録)、第十七条の三第二項(揮発油生産業者に係る分析機関の登録)(同法第十七条の八第一項(軽油生産業者に係る分析機関の登録)、第十七条の十第一項(灯油生産業者に係る分析機関の登録)又は第十七条の十二第一項(重油生産業者に係る分析機関の登録)において準用する場合を含む)又は第十七条の四第三項(揮発油輸入業者等に係る分析機関の登録)(同法第十七条の八第二項若しくは第三項、第十七条の十第二項若しくは第三項又は第十七条の十二第二項若しくは第三項において準用する場合を含む。)の登録(更新の登録を除く。)</p>	<p>登録件数</p> <p>登録件数</p>	<p>一件につき三 万円</p> <p>一件につき九 万円</p>

三十二、三十三 同上		
<p>三十三の二 揮発油販売業者の登録</p> <p>揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第八十八号)第三条(登録)の揮発油販売業者の登録</p>	登録件数	<p>一件につき三 万円</p>

<p>三十三の三 特定液化石油ガス器具等に係る検査機関の登録</p> <p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四十九号）第四十七条第一項（検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。以下この号において単に「登録」という。）</p>	<p>申請件数</p>	<p>一件につき九万円（既に登録を受けている者については、一万五千元）</p>
<p>三十四 ガス事業の許可、ガスの供給区域若しくは供給地点の変更の許可又は登録ガス工作物検査機関の登録若しくは特定ガス用品に係る検査機関の登録</p> <p>(一) 〇 省略</p> <p>(二) ガス事業法第三十六条の二の第二項（登録ガス工作物検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p> <p>四 ガス事業法第三十九条の十一第一項（検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p>	<p>省略</p> <p>登録件数</p> <p>申請件数</p>	<p>省略</p> <p>一件につき九万円</p> <p>一件につき九万円（既に四に掲げる登録を受けている者については、一万五千元）</p>
<p>三十四の二 省略</p> <p>三十四の三 特定電気事業の許可若しくは電気供給地点の変更の許可又は電気工作物に係る登録安全管理審査機関若しくは登録調査機関の登録</p> <p>(一) 電気事業法（昭和三十九年法律第一百七十号）第一条第一項第五号（定義）に規定する特定電気事業に係る</p>	<p>許可件数</p>	<p>一件につき一万五千元</p>

<p>三十四 ガス事業の許可又はガスの供給区域若しくは供給地点の変更の許可</p> <p>(一) 〇 同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>三十四の二 同上</p> <p>三十四の三 特定電気事業の許可又は電気供給地点の変更の許可</p> <p>電気事業法（昭和三十九年法律第一百七十号）第二条第一項第五号（定義）に規定する特定電気事業に係る同法第三</p>	<p>許可件数</p>	<p>一件につき一万五千元</p>

<p>同法第三條第一項（事業の許可）の許可又は同法第八條第一項（供給区域等の変更）の供給地点の変更の許可（供給地点の増加に係るものに限る。）</p> <p>〔二〕 電気事業法第五十條の二第三項（登録安全管理審査機関の登録）、第五十二條第三項（登録安全管理審査機関の登録）又は第五十五條第四項（登録安全管理審査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p> <p>〔三〕 電気事業法第五十七條の二第一項（登録調査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p>	<p>登録件数</p>	<p>一件につき九万円</p>
<p>三十四の四 特定電気用品に係る検査機関の登録</p> <p>電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第九條第一項（検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。以下この号において単に「登録」という。）</p>	<p>申請件数</p>	<p>一件につき九万円（既に登録を受けている者については、一万五千元）</p>
<p>三十四の五 特別特定製品に係る検査機関の登録</p> <p>消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第十二條第一項（検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。以下この号において単に「登録」という。）</p>	<p>申請件数</p>	<p>一件につき九万円（既に登録を受けている者については、一万五千元）</p>

<p>同法第三條第一項（事業の許可）の許可又は同法第八條第一項（供給区域等の変更）の供給地点の変更の許可（供給地点の増加に係るものに限る。）</p>		
--	--	--

三十四の六 日本工業規格への適合の表示に係る登録認証機関の登録又は製品試験に係る試験事業者若しくは外国試験事業者の登録

<p>(一) 工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)第十九条第一項若しくは第二項(登録認証機関の登録)第二十條第一項(登録認証機関の登録)又は第二十三條第一項から第三項まで(登録認証機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)</p>	<p>申請件数</p>	<p>一件につき九万円(既に(一)に掲げる登録を受けている者については一万五千元)</p>
<p>(二) 工業標準化法第五十七條第一項(試験事業者の試験所の登録)の試験事業者の登録(更新の登録を除く。)</p>	<p>申請件数</p>	<p>一件につき九万円(既に(二)に掲げる登録を受けている者については一万五千元)</p>
<p>(三) 工業標準化法第六十五條第一項(外国試験事業者の試験所の登録)の外国試験事業者の登録(更新の登録を除く。)</p>	<p>申請件数</p>	<p>一件につき九万円(既に(三)に掲げる登録を受けている者については一万五千元)</p>

三十四の七 計量器の校正等に係る事業者の登録

<p>計量法(平成四年法律第五十一号)第百四十三條第一項(登録)の計量器の校正等に係る事業者の登録(更新の登録を除く。以下この号において単に「登録」という。)</p>	<p>申請件数</p>	<p>一件につき九万円(既に登録を受けている者については一万五千元)</p>
---	-------------	--

<p>三十四の八 回路配置利用権の設定登録等事務に係る登録機関の登録</p> <p>半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和六十年法律第四十三号)第二十八条第一項(登録機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)</p>	<p>登録件数</p>	<p>一件につき九万円</p>
<p>三十四の九 工業所有権に関する手続に係る登録情報処理機関、登録調査機関又は特定登録調査機関の登録</p> <p>(一) 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)第九条第一項(登録情報処理機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)</p> <p>(二) 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第三十六条第一項(登録調査機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)</p> <p>(三) 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第三十九条の二(特定登録調査機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)</p>	<p>登録件数</p>	<p>一件につき九万円</p>
<p>三十五 鉄道事業の許可、索道事業の許可又は軌道事業の特許</p> <p>(一) 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第三条第一項(許可)の規定による第一種鉄道事業、第二種鉄道事業又は第三種鉄道事業の許可(当該許可を受けている者が当該許可に係る路線に接続して路線を延長</p>	<p>許可件数</p>	<p>一件につき十五万円(一)に掲げる許可が無軌条の路線に係るものについては、九</p>

<p>三十五 同上</p>	<p>路線の数</p>	<p>一路線につき十五万円(当該路線が無軌条のものについては、九万円)</p>
<p>(一) 同上</p>		

<p>することの許可で政令で定めるもの及び一時的な需要のために期間を限定して行う許可を除く。)</p> <p>(二) 省略</p> <p>(三) 軌道法(大正十年法律第七十六号)第三条(事業の特許)(同法第三十一条(軌道に準ずるもの)において準用する場合を含む。)の軌道事業の特許(当該特許を受けている者が当該特許に係る路線に接続して路線を延長することの特許で政令で定めるものを除く。)</p>	<p>省略</p> <p>特許件数</p>	<p>万円)</p> <p>省略</p> <p>一件につき十五万円(三)に掲げる特許が無軌条の路線に係るものについては、九万円)</p>	
<p>三十六、三十九 省略</p>	<p>四十 港湾運送事業の許可</p> <p>港湾運送事業法(昭和二十六年法律第百六十一号)第四条(許可)の規定による港湾運送事業の許可</p> <p>(一) 一般港湾運送事業の許可</p> <p>(二) 港湾荷役事業の許可</p> <p>(三) はしけ運送事業の許可又はいかだ運送事業の許可</p> <p>四 省略</p>	<p>許可件数</p> <p>許可件数</p> <p>許可件数</p>	<p>一件につき九万円</p> <p>一件につき六万円</p> <p>一件につき三万円</p> <p>省略</p>
<p>四十の二 省略</p> <p>四十の三 船舶等に係る登録検定機関、登録検査確認機関、船級協会又は登録検査機関の登録</p>	<p>省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p>	<p>省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p>	

<p>(二) 同上</p> <p>(三) 同上</p>	<p>同上</p> <p>路線の数</p>	<p>同上</p> <p>一路線につき十五万円(当該路線が無軌条のものについては、九万円)</p>	
<p>三十六、三十九 同上</p>	<p>四十 同上</p>	<p>港湾の数</p> <p>港湾の数</p> <p>許可件数及び港湾の数</p>	<p>一港湾につき九万円</p> <p>一港湾につき六万円</p> <p>一件一港湾につき三万円</p> <p>同上</p>
<p>四十の二 同上</p>	<p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>	<p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>	

<p>(一) 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第六条ノ四第一項(登録検定機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)</p> <p>(二) 船舶安全法第六条ノ五(登録検査確認機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)</p> <p>(三) 船舶安全法第八条(船級協会の登録)の登録(更新の登録を除く。)</p> <p>(四) 船舶安全法第二十八条第五項(登録検査機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)</p> <p>(五) 船舶安全法第二十九条ノ三第二項(証書の発給を行う船級協会の登録)の登録(更新の登録を除く。)</p>	<p>登録件数</p> <p>登録件数</p> <p>登録件数</p> <p>登録件数</p> <p>登録件数</p>	<p>一件につき九万円</p> <p>一件につき九万円</p> <p>一件につき九万円</p> <p>一件につき九万円</p> <p>一件につき九万円</p>
<p>四十の四 船舶職員に係る海技免許講習、海技免状更新講習若しくは登録船舶職員養成施設の登録若しくは小型船舶操縦者に係る登録小型船舶教習所若しくは操縦免許証更新講習の登録又は船舶職員に係る電子通信移行講習の登録</p> <p>(一) 船舶職員及び小型船舶操縦者法第四條第二項(海技免許講習の登録)の登録(更新の登録を除く。)</p> <p>(二) 船舶職員及び小型船舶操縦者法第七條の二第三項第三号(海技免状更新講習の登録)の登録(更新の登録を除く。)</p> <p>(三) 船舶職員及び小型船舶操縦者法第十三條の二第一項(登録船舶職員養成施設の登録)の登録(更新の登録を除く。)</p> <p>(四) 船舶職員及び小型船舶操縦者法第</p>	<p>登録件数</p> <p>登録件数</p> <p>登録件数</p> <p>登録件数</p>	<p>一件につき九万円</p> <p>一件につき九万円</p> <p>一件につき九万円</p> <p>一件につき九万円</p>

<p>二十三条の十第一項（登録小型船舶教習所の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p> <p>（五）船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条の十一（操縦免許証更新講習の登録）において準用する同法第七條の二第三項第三号の登録（更新の登録を除く。）</p> <p>（六）船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律（平成三年法律第七十五号）附則第三条（電子通信移行講習の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p>	<p>登録件数</p>	<p>万円 一件につき九万円</p>
<p>四十の五 海洋汚染等の防止に係る登録確認機関、船級協会又は登録検定機関の登録</p> <p>（一）海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）第九条の二第四項（登録確認機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p> <p>（二）海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の十五第一項（船級協会の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p> <p>（三）海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十六第一項（船級協会の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p> <p>（四）海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十九第一項（船舶安全法の準用）において準用</p>	<p>登録件数</p>	<p>万円 一件につき九万円</p>